

諮問第116号

景観審議会

東播磨道の供用区間延長に伴う規制区域の指定について（諮問）

屋外広告物条例（平成4年3月27日条例第22号）第4条第1項第12号の規定により「禁止地域等」として知事が指定する区域を下記のとおり追加することについて、同条第2項の規定に基づき諮問します。

記

第3種禁止地域等に追加する自動車専用道路

対象道路 東播磨道

対象区間 八幡稲美ランプから八幡三木ランプまでの区間

対象区域 路端から200メートル以内の区域

令和4年12月26日

兵庫県知事 齋藤元彦